

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3168717号
(U3168717)

(45) 発行日 平成23年6月30日(2011.6.30)

(24) 登録日 平成23年6月8日(2011.6.8)

(51) Int.Cl. F 1
G 0 9 F 1 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1) G 0 9 F 1 5 / 0 0 D

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2010-7278 (U2010-7278)
(22) 出願日 平成22年10月18日(2010.10.18)(73) 実用新案権者 391048429
株式会社秀光
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
(72) 考案者 佐久間 修介
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 株
式会社秀光内

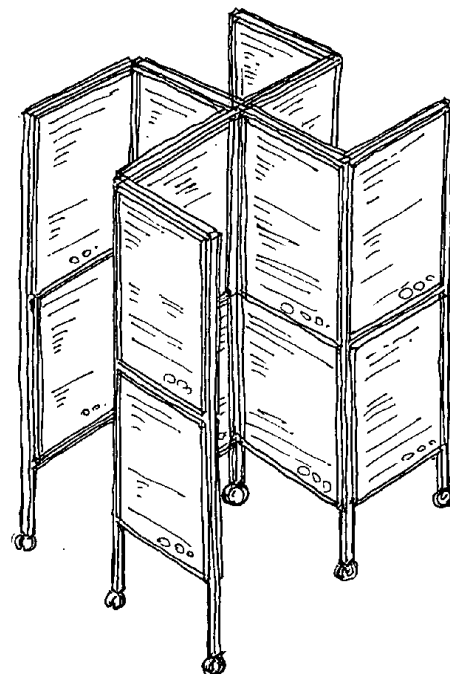
(54) 【考案の名称】 消費者保護のために、銀行や郵便局で金融監督庁などの指導で必ず貼らなければならないポスターのためのポスターボード。

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 銀行や郵便局の消費者保護のためのポスターを、一遍に分かりやすく貼るためのポスターボードを提供する。

【解決手段】 銀行や郵便局で金融監督庁などの指導により、消費者保護のためにつくられた必ず貼らなければならないポスターを、一ヶ所で1遍に見せるためのポスターボードである。一ヶ所で四角にして8枚貼ると、120度の角度をボードに持たせて12枚貼る等、最大32枚まで貼ることができるようにする。24枚、また18枚のポスターを貼ることもできるようにした。

【選択図】 図3



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

銀行や郵便局で金融監督庁などの指導により、消費者保護のためにつくられた必ず貼らなければならないポスターを、一ヶ所で 1 遍に見せるためのポスターボードで、形態として図 1、図 2、図 3、図 4、図 5 のもの。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

消費者が一遍に分かるようにポスターを集合できるポスターボード。

【背景技術】

10

【0002】

ポスターボードを見やすくつくる。

【先行技術文献】

【0003】

【非特許文献】

【非特許文献】「The Bank Office of Contemporary Japan」、社団法人金融財政事情研究会発行、平成 6 年 1 月 20 日発行

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

20

金融監督庁や協会、組合、消費者団体などから必ず掲示してくれと言われているポスターは、多い時は 10 数枚になる。それ等を全て一堂に会して見せないと、消費者にとって大変分かりにくいものになる。

【課題を解決するための手段】

【0005】

一ヶ所にまとめて分かりやすくつくる。場所をとらずに一遍にたくさん貼るためには、図 1 と図 2 の形態が考えられる。図 1 は 8 枚、図 2 は 12 枚、図 3 は 32 枚を貼ることができる。また、図 3 を発展させたものとして図 4 は 24 枚、図 5 は 18 枚のポスターを貼ることができる。

【図面の簡単な説明】

30

【0006】

【図 1】斜視図

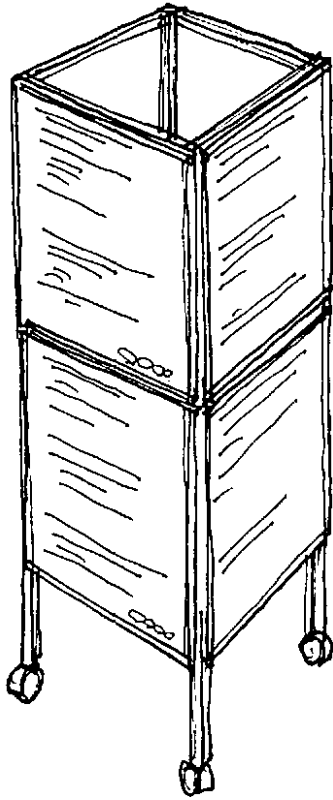
【図 2】斜視図

【図 3】斜視図

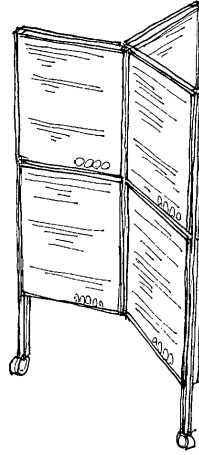
【図 4】斜視図

【図 5】斜視図 見ての通り単純な四角型（図 1）と Y の字型（図 2）とかぎ十字型（図 3）、図 3 の展開として図 4、図 5 の自立式のポスターボードである。一遍に消費者が見えるようにした。

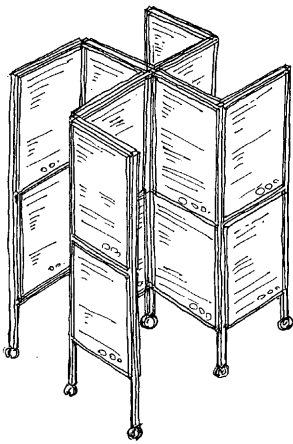
【 図 1 】



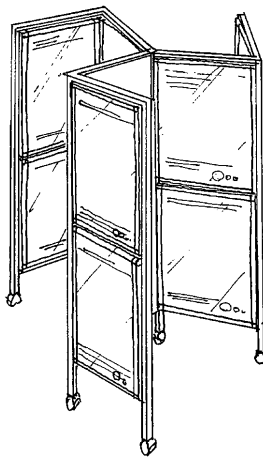
【 図 2 】



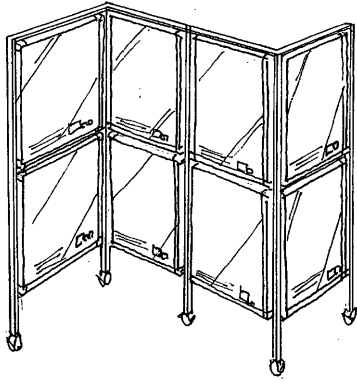
【 図 3 】



【 図 4 】



【図 5】



【手続補正書】

【提出日】平成23年1月5日(2011.1.5)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

銀行、郵便局において、金融庁からの10種類以上に及ぶポスターを1ヶ所で1度に利用客に見せるために、かつ、店内でスペースを多く取らないために、立面方向には2段、3段と積み重ね、平面方向には口の字型、Yの字型、卍型、風車型、クランク型、などの形で構成されるポスターボード仕器。

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

銀行、郵便局において、金融庁から掲示の指示を受けている10種類以上のポスターを、一ヶ所で、一度に利用客に見せるために、かつ、店内でスペースを多く取らないように、ポスターを立面方向に2段、3段と積み重ねて掲示でき、平面方向には口の字型、Yの字

型、円型、クランク型の形状でポスターを並べて掲示できるポスターボード。